

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十四日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第一号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第七（第二十三条の三関係）		別表第七（第二十三条の三関係）	
作業の種類	支給額	作業の種類	支給額
(略)	(略)	(略)	(略)
銃器若しくは銃器と思料されるもの、クロスボウ若しくはクロスボウと思料されるもの又は人事委員会が認める爆発物（以下「銃器等」という。）を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業で人事委員会の定めるもの（以下「現行犯人逮捕等作業」という。）	千六百四十円	銃器若しくは銃器と思料されるもの又は人事委員会が認める爆発物（以下「銃器等」という。）を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業で人事委員会の定めるもの（以下「現行犯人逮捕等作業」という。）	千六百四十円
十 銃器等 犯罪捜査 作業	(略)	十 銃器等 犯罪捜査 作業	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附則

この人事委員会規則は、令和四年三月十五日から施行する。